

再生可能エネルギー普及総合支援事業に係る消費税の取扱いについて

再生可能エネルギー普及総合支援事業補助金交付要綱における消費税の取扱いに関する規定は次のとおりです。

(交付の申請)

第6条 前条第4項の認定を受けた申請者は、別に定める期限までに補助金交付申請書（様式第2号）に、次の各号に掲げる関係書類を添付して知事に提出するものとする。

(略)

- 2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業を完了したとき、又は第8条第2号の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定日の属する年度（前条第1項の承認を受けた場合は、交付決定日の属する年度の翌年度）の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において県の会計年度が終了したときは、当該会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第19号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

通常、仕入控除税額の確定は補助事業の完了検査よりも後になるため、交付要綱の規定上、補助金交付申請時においては、消費税額を含めて補助対象経費を算定することも可能ですが、原則として、消費税額は補助対象経費から除外して交付申請額を算定するものとし、この場合において、交付要綱第19条第1項の規定による消費税等仕入控除税額報告書の提出は必要ないものとします。

なお、消費税額を補助対象経費に含めて補助金の交付を受けた場合における消費税等仕入控除税額確定後の手続きについては以下のとおりです。

- 1 消費税等仕入控除税額報告書の提出時期
消費税の確定申告後、速やかに（1か月以内目途）

2 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）の計算方法等

(1) 補助金の返還がない場合

次のア～オのいずれかに該当する場合には補助金返還の必要はありません。なお、返還がない場合でも「0円」での報告と、返還が生じない理由を説明する資料の提出が必要です。

ア 消費税の申告義務なし（免税事業者）

イ 簡易課税方式により申告している

ウ 公益法人等^{*}であり、特定収入割合が5%超

（※消費税法別表第3に掲げる一般社団法人、公益財団法人等が該当）

エ 補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして申告

オ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみ

(2) 補助金の返還がある場合

課税売上高や課税売上割合、配分方式によって計算方法が異なりますので、該当する方法により補助金返還額を算定してください。

なお、返還額の算定において、課税売上割合等、途中の計算処理については小数点以下の切上げ・切捨てを行わず（消費税の申告において課税売上割合を端数処理した場合を除く。）、計算結果の円未満を切捨てて返還額としてください。

ア 課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合

$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times 10/110$$

イ 課税売上高が5億円以上、または課税売上割合が95%未満であって「一括比例配分方式」を採用している場合

$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times 10/110 \times (\text{補助対象経費のうち課税仕入額} / \text{補助対象経費}) \times \text{課税売上割合}^*$$

$$\text{※課税売上割合} = \text{課税売上高（税抜き）} / \text{総売上高（税抜き）}$$

ウ 課税売上高が5億円以上、または課税売上割合が95%未満であって「個別対応方式」を採用している場合

補助対象経費のうち課税仕入等に係る消費税	A 課税売上のみに対応するもの	仕入控除税額
	B AとCに共通するもの	
	C 非課税売上のみに対応するもの	控除できない消費税額

$$\text{返還額} = \text{AとBの合計額}$$

$$\text{Aの返還額} = \text{補助金額} \times 10/110 \times (\text{補助対象経費のうち課税売上対応分} / \text{補助対象経費})$$

$$\text{Bの返還額} = \text{補助金額} \times 10/110 \times (\text{補助対象経費のうち共通対応分} / \text{補助対象経費}) \times \text{課税売上割合}$$